

○指定金融機関の設置および指定について

制 定 昭和 42 年 12 月 28 日告示第 5 号

指定金融機関を次のとおり設置および指定するものとする。

記

- 1 本組合の公金の収納および支払のために昭和 4 3 年 1 月 1 日から指定金融機関を置く。
- 2 指定金融機関は昭和 4 3 年 1 月 1 日から株式会社伊予銀行とする。